

|                  |                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | ウ井ザース氏の新著 戦争とロムバード街                                                                                                                                                                                               |
| Sub Title        |                                                                                                                                                                                                                   |
| Author           | 堀江, 帰一                                                                                                                                                                                                            |
| Publisher        | 慶應義塾理財学会                                                                                                                                                                                                          |
| Publication year | 1915                                                                                                                                                                                                              |
| Jtitle           | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.9, No.4 (1915. 4) ,p.409(45)- 422(58)                                                                                                                                     |
| JaLC DOI         |                                                                                                                                                                                                                   |
| Abstract         |                                                                                                                                                                                                                   |
| Notes            | 雑録                                                                                                                                                                                                                |
| Genre            | Article                                                                                                                                                                                                           |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19150401-0045">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19150401-0045</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

當會社ニハ株主ナルモノナシ會社ハ保  
險契約者ノ共有ニシテ會社ノ利益ハ保  
險契約者ニ配當ス

東京市京橋區桶町十八番地



千代田生命保險會社

電話京橋 三三番三三番二二五六番

社長 門野幾之進  
専務取締役 北川禮弼  
取締役 牛場卓藏  
監査役 岩本述太郎  
監査役 麻生義一郎

資本金一千萬圓

日本橋區小網町鐵橋通り

電話浪花 五〇、二七〇  
二七二、二七三

豐國銀行

淺草雷門前 淺草支店  
淺草吉野町 吉野町支店  
本郷四丁目 本郷支店  
芝三田通り 三田支店  
神田連雀町 神田支店  
京橋區 京橋支店  
濱松市 濱松支店  
千葉縣銚子 銚子支店  
新潟市 新潟支店  
頭取 末延道成  
専務取締役 坂田實  
取締役兼 遠山市郎兵衛  
總支配人 豐川良平  
相談役

雜錄

ウ井ザース氏の新著  
「戦争とロムバード街」

堀江 歸一

一  
昨年七月下旬歐洲諸國の間に於ける外交上の  
風雲急にして將來の狀勢を豫測する能はざるに  
至るや、倫敦金融市場は意外の變動を蒙り、七  
月下旬より八月上旬に至る間、一時恐慌の狀態  
を現出したり。政府は之に處する爲め、銀行休  
日の延長、政府紙幣の發行、支拂猶豫法の制定  
等種々異常の手段を講じ、一方に英蘭銀行亦政  
府と協力して、幾多の市場救済策を施したり。  
斯くて一時倫敦市場を襲ひたる恐慌は漸く鎮靜

し支拂猶豫法亦昨年十一月四日以來廢止せられ、  
今日に於ては既に裁判所非常權限法の適用せら  
るゝを見るのみ。倫敦金融市場は固より今日尙  
ほ歐洲戦争の影響を蒙りつゝありと雖も、斯く  
速に一時の恐慌狀態を脱出し、其間英蘭銀行が  
終始兌換制度を維持して渝らざりしの一事は偉  
なりとせざる可からず。唯恐慌襲來の前後、政  
府并に英蘭銀行の實行したる救済策は果して當  
を得たるものなりしや否や、將た又恐慌當時市  
場に現はれたる幾多の事相は英國の金融組織に  
改良を要するの點あるを示すものに非ざるや否  
や、是等の點に就て識者の論斷を要するもの甚  
だ多しとす。

ケムブリッヂ大學キングス・コレッヂの  
ジェー・エム・キーンズ氏は昨年九月以來エコノ  
ミック・ジョーナル并にクォーターリー・ジョー  
ナル・オブ・エコノミクスに於て三四の論文を  
公にし、恐慌當時の倫敦金融市場に就て論述す

るもの少なからず。殊に氏が恐慌前後に於ける市中銀行の態度を非難し、又手形引受業者と市中銀行との關係を論じたる點の如き、大に世間の注意を喚起し、戦時金融に關する論壇は殆どキーンズ氏に依て獨占せらるゝの觀ありしが、今此種の研究に就て、一隻眼を有するハートレー・ウィンチス氏亦「戦争とロムバード街」(Harley Withers-War and Lombard Street 1915 pp. VII. 171) と題する一書を公にし、戦時金融に關する諸問題に就て、自家の意見を發表したり。同書は本文百三十一頁、支拂猶豫法、爲替手形に關する計畫、政府紙幣發行の計畫、裁判所非常權限法、英蘭銀行の金貨準備等を網羅する三十數頁の附録より成り、量に於て必ずしも大ならずとも、既に著者の既往に於ける學問上の名聲に於て重きを置かざる可からざるのみならず、實際の施設に對する著者の評論中、傾聽す可きもの多々あり。余は英國滞在中の友

人小泉信三氏の好意に依り、最も早く本書を通讀するの機會を得たるを以て、茲に其要領を抜抄紹介す可し。

ウィンチス氏は本文を分ちて、「支拂猶豫法」「内國關係の問題」「外國關係の問題」「金融手形并に貿易」「回想」の五章としたるが、是等の内、余に最も大なる感興を與へたるは、第二章第三章并に最後の一章にして、此三章を通じて著者の論鋒の鋭利なる、殆ど當る可からざるものあり。今回の如き大戦争に際會して、金融市場に動搖を惹起さんとするや、公衆は銀行に就て預金を引出し、現金として之を保護せんとし、銀行は此取付に依て營業上に困難を感じ、益々市場の動搖を大ならしむるを免かれず。斯る場合に英國が市場救済の爲めに講じたる從來の方策は即ち英蘭銀行特許條例の中止にして、此處分の下に、英蘭銀行は法定の制限以上に保護準備の紙幣を發行し、以て市場の必要とする現金

を供給するを得たり。而して斯る異常の處置を爲すや、英蘭銀行は多く公定利率を一割に引上げるを例としたり。今回の事變に於て、英蘭銀行が七月三十日を以て、公定利率を三分より四分に翌三十一日之を八分に、更に八月一日之を一割に引上げたるは、要するに銀行特許條例停止の場合には公定利率を一割に引上げる可からずと云ふ傳習に捉はれたるの結果にして、他に何等の意義を認むる能はずと云ふの説あり。固より當時の狀況より云はんか、英蘭銀行は或る程度の利率引上を行ひ、以て銀行より融通杜絶資金回収の難に迫られたる手形仲買業者の融通請求を抑制すると共に、外國に金貨の流出するを防遏し、又外國より其流入を誘致するを必要としたるや、論を俟たず。唯僅に三日間に三分より一割に公定利率を引上ぐるこの果して如上の目的を達する上に於て必要なりしや否や自ら世人の疑惑を招きたる所にして、吾輩は之

を以て英蘭銀行自ら市場混亂の間に居りて、惶惑狼狽したる結果に非ざるやを疑ひたるが、ウィンチス氏は寧ろ傳習的勢力に基くものなりとし、聊か内面の事情を剔抉して左の如き説を述べたり。

市場の傳唱する所に據れば、始め英蘭銀行特許條例中止の要求せらる可きこと明瞭と爲るや、英蘭銀行は條例の制限に於て認めらるゝよりも多くの紙幣を發行し、爲めに條例に違反することに依て、後日議院より責任解除を銀行に與ふるに就て、政府に意嚮の決定せるものありや否やを質問したる際、政府は英蘭銀行に對して、既往に於て公定利率が一割に上進せる場合の外、條例の停止せられたる先例なき旨を告げたりと云ふ。斯の如くして、政府は公定利率が一割に上進するまでは特許條例の停止せられざることを英蘭銀行に告げ以て徒に模範的先例に従はしめんとしたるも



のなり。此風説にして、事實ならんか、英蘭銀行は曩に四分に引上げたる公利率を金曜日（土曜日）に八分に、土曜日に一割に引上げることを強要せられたるものにして、斯る引上が通例公定利率の引上げらるゝ總ての目的を達するに無効なるは勿論却て公衆に危険信號を示し、人心を騒がすの弊害を齎したること論を俟たざるなり。

恐慌の前後、市中銀行の態度宜しきを失し、爲めに市場を騒がすの罪を免かれざるは、キーンズ氏の曩に力説したる所なりしが、此點に就ては、ウキザース氏亦市中銀行に攻撃の筆鋒を向けたり。即ち曰く

七月三十一日の金曜日に於て、公衆は其通貨に對する真正の需要に依て、要せらるゝより以上に現金を要したり。是れ八月の銀行休日を控へ、銀行預金者の多數は一兩日を地方に費さんとしたるが故にして、此以外に幾何の

異常の要求ありしやは之を知る能はず。而して此際銀行の或るものは金貨を以て取引先の小切手を拂渡すことを拒み、兌換券又は銀貨を以て、之を支拂ひ且つ取引先に向つて、英蘭銀行に就て、兌換券を金貨に兌換す可きことを語れり。此事たる、英蘭銀行の紙幣が法貨たり、又銀貨が金額二磅まで法貨たる以上は、銀行の權利として、爲すを憚らざる所に屬すと雖も、斯る銀行の行動は甚だしき不幸を醸したり、即ち銀行は公衆が偶々休日の用に充つる爲めに、金貨を要したる時に、之を回収し、且つ銀行自ら金貨を保蔵することを公衆に示したると同様にして、公衆が銀行の所爲を學ぶは自然の勢なり。

英蘭銀行に對する正貨兌換の請求の殺到したるは、斯る銀行の態度の時機を得ざりしに基く所少しとせず。而して他の一面より之を見るに、當時銀行をして斯る態度に出づるの已むを得ざ

るに至らしめたる事情あり。其一は株式取引所の閉鎖にして、他の一は歐洲大陸諸國の倫敦市場に對する送金の不能并に之に基く手形引受業者營業上の困難是れなり。姑くウキザース氏の言を引抄して是等二箇の事情を説明す可し。

銀行が平生流動的資産として所有するものは今や回収す可からざる幻影と爲れり。即ち株式取引所は日々大陸諸國よりの賣物の幅濶する爲め、閉鎖の已むを得ざるに至り、一方に銀行其他より資金を借入れたる株式仲買人は證券賣場に要する資金を得るに危険を感じ、取引所をして早く取引を閉鎖せざる可からざるに至らしめたり。而して取引所の閉鎖は銀行に二様の影響を及ぼしたり。第一銀行の放資物をして賣却するに難からしめたるは、取引所閉鎖と共に銀行が大に苦痛としたる所なり。蓋し銀行の放資物にして、預金者が現金を要したるときに、之を現金に換ふるを得

るに非ざれば、殆ど一片の廢紙と異ならず。英國の公債を以てすれば、英蘭銀行に就て、資金を借入るゝを得るが如しと雖も、英蘭銀行より資金の融通を仰ぐは、銀行の最後の手段とする所なるのみならず、銀行の有する放資物必ずしも英國公債のみに止まらず。第二取引所閉鎖後に於ては、銀行は擔保とする有價證券を處分して、償還不能の貸出金を回収するに困難を感じたり。斯の如く爲れば銀行の有する資産の大部分は固定無用のものと爲れる亦疑を容れざるなり。

更に銀行の營業上困難を招きたるは七月の末に於て外國爲替の機關全然破壊せられ、英國に債務を負へる外國人は送金の意思を有するも、之を果す能はざるに至れるの事實是れなり。銀行の有する資産中、爲替手形は其最も重要なものにして、金融上の機關の圓滑に運行しつゝある場合には、銀行は之を最善の

資産と認むるを憚らず。蓋し爲替手形には必ず引受人の署名ありて、引受人は期日に其支拂に當る可く、隨て手形を現金に換ふるには之を賣却するを要せず、單に引受人の支拂を待つを以て、足れりとしたり。而して今日銀行の所有する手形に對して引受人たるものは、大なる私人金融商會なるが、一方に銀行自ら手形引受業務に當ること少なからず。是等引受業者并に銀行が斯る手形の引受に當るは、要するに手形支拂期日に際し、支拂に要する資金を外國取引先の送付し來ることの希望に基くものにして、若しも在外取引先が送金不能と爲らんか、引受業者并に銀行は自家の資産を以て、引受手形を支拂はざる可からず。銀行の資産は既に固定して、之を現金に換ふる能はず、引受業者の資産亦同一の状態に居るとすれば、斯る支拂に困難に感ずるは論を俟たず。即ち銀行の如き、手形の大きな

所有者としては、其價值ある資産と認めたる手形の無價值と爲れる爲めに苦しみ、手形の引受人としては、取引先が手形代金を送付せず自ら其薄弱と爲れる資金を以て、之を支拂はざる可からざるに苦しむものなり。

然らば此場合に銀行の有する他の資産即ち手元現金、英蘭銀行に於ける當座殘高并に手形仲買人に對する貸付金は如何なる状態に居りしか、是等の資産は其内容の相違如何に拘はらず、倫敦の市中銀行が一括して、支拂準備金とするものにして、若しも此準備金にして豊富ならんか今回の如き事變に臨んで、市中銀行の地位自ら鞏固なるを得べし。然も事實は聊か之に反するものあるが如く、而して銀行は手元現金の充實を期する爲めに、手形仲買業者に對して、急劇なる資金の回收を行ひ、彼等を驅つて、英蘭銀行に就て、資金の融通を求めざる可からざるに至らしめたり。ウヰザース氏が「七月の末週に

於て、銀行の或るものは手形仲買業者を酷遇し、急劇に資金を回收したる爲めに、彼等自身の意に適し、又英蘭銀行の喜んで應ずる程度を超越して、英蘭銀行に急を訴へざる可からざるの境遇に陥らしめたり。七月二十九日に終る一週間の英蘭銀行に於ける「其他證書」の高が千三百五十萬磅内外の増加を呈したるが如き、此全部を以て、不幸なる手形仲買業者の借入れたるものと認むる能はざるも、其大部分の然りしことを知らざる可からず。斯くて銀行休日前の三日間英蘭銀行の「其他證書」は千八百萬磅を増加したり」と云へるは、即ち此般の事情を説明したるものなり

斯くて政府は金融上の危機を救済する爲めに銀行休日を延期し、支拂猶豫法を制定し、通貨并に銀行紙幣法の下に、政府紙幣を發行するに至れる次第なるが、ウヰザース氏は支拂猶豫法并に通貨銀行、紙幣法に對して共に異見を懷き

其一端を披瀝したり。即ち左の如し。

現金保藏の弊害は現にロイド、デジョージ氏が爲したる如く、政府に於て今後餘分の通貨を供給することを公表し、依て以て之を防ぐを得べし。是れ政府が銀行の背後に居ることを示すものにして、斯の如く爲れば、銀行は支拂猶豫法の保護を受けざるも、能く其地位を保證せらる可く、假令ひ取付が兩三日に亘つて、繼續するも新通貨の準備せらるゝに隨て供給せられんか、之に應ずるを得たるの道理なり。

然るに通貨は全然斯る用意を缺きたり。若しも之にして用意せられんか、或は其發行を要せざりしやも未だ知る可からず。艦隊は準備せられたるに、金融上の機關は全然其準備を得ざりき。其機關の一部は即ち正貨保藏の起れる場合に、之を打破し、金貨に代つて、流通する通貨を供給するに外ならず、曩に銀行

業者は英國が大戦争の渦中に投じたる場合に  
事變通貨を要するに至る可きことを豫想し、  
官憲に此事を陳情したるに、政府は其意見を  
採用せず、爲めに今回の事變に際して、急遽  
政府紙幣を發行するに至れるものなり。

且つ政府自ら、紙幣を發行するの一事も從來  
の成例に對して、違反したるものあり。固よ  
り適當なる制限の下に行はるゝ以上は、政府  
の紙幣發行必ずしも原則として、非難す可き  
に非ずと雖も、英蘭銀行をして新紙幣を發行  
せしめんか、政府の發行するよりも、迅速に  
行はるゝは、自然の理にして、少なくとも政  
府紙幣の圖案を考量する時を節約するを得べ  
く、而して當時の狀態に於て、時の遅速が重  
大なる問題たりしは疑を容る可からず。新通  
貨の供給が充分に用意せらるゝまでは、銀  
行は支拂猶豫法の保護に依頼するの外、營業  
を開始する能はざりしが如しと雖も、尙ほ其

場合に於ても、銀行休日が一週間又は充分な  
新通貨の印刷せらるゝまで、延期せらるゝ  
は、英國の銀行をして支拂猶豫法の下に居ら  
しむるよりも、良好なるに非ざるやの意見を  
立つるを得べし。

他の債務者に對しては、戦争の壓迫に依て、  
支拂猶豫法を適用するも之を以て其威嚴を喪  
失したるものとする能はず。唯英國の銀行業  
は如何なる場合に於ても、其營業を開始しつゝ  
あるの間、銀行に就て要求する者に法貨の  
效力ある通貨を拂渡す可しとの信念は最も尊  
重を値する所にして、此旗の一度掲げられた  
る以上は最後の瞬間まで之を保持するを要  
す。然も八月六日の布告を以て、債務者に對  
して、八月四日以前契約したる債務の支拂を  
一箇月猶豫し、更に之を二箇月間延長したる  
は、此旗を撤去したるものに外ならず。

二

ウヰザース氏が第三章に於て、論ずる所は倫  
敦金融市場の國際的方面にして、手形引受業者  
の時局に依て陷れる窮狀并に手形取引に對する  
救済策の必要なる所以最も明瞭に論述せられた  
り

戦争破裂に際し、一國の銀行制度に及ぼす影  
響の最も不良なるは、内國の取引先が銀行に就  
て、取付を試みる一方に、金貨に對する外國の  
取付起りて、金貨の蓄積を薄弱ならしむる時な  
りとす。是等兩方面より攻撃を加へられんか、  
銀行は支拂を停止するの外に道なかる可し。諸  
國は銀行をして金貨の拂出を拒絶せしむるとに  
依て、此困難に當ると雖も、英國に於ては、銀  
行に對する債權は何時に於ても、金貨に依て支  
拂はるゝを以て、其誇とす。固より市中の銀行  
は金貨を拂出すの義務を負はずと雖も、銀行に  
宛てゝ振出されたる小切手は兌換券を以て、支  
拂はれ、而して其兌換券は英蘭銀行に於て、金

貨を以て、兌換せらるゝを常とす。茲に於てか  
大戦争の場合に、英國の金貨に對して、大なる  
外國の取付あらんか、甚だしき不便を來すは、  
從來世人の恐れたる所にして、隨て政府自ら戰  
時の非常準備金を設置するを必要とするの説を  
生じたり。或は之に對して、英國は世界の債權  
者たるの地位に居るが故に、之を利用して、他  
國より金貨を吸收せんか、爲替は英國に有利と  
爲り、金貨蓄積高に對する取付の如き、毫も恐  
るゝに足らずとする者あり。

以上兩説は今回の事變に際して、如何なる實  
驗を経たりとするを得るか。ウヰザース氏の之  
に答ふる所は甚だ簡單なり。即ち後説に對して  
曰く事實に於て後説は極端なる程度に於て實現  
し、爲替は英國に有利と爲りて、遂に其機關を  
破壊するに至れりと。而して前説に對しては曰  
く、戦争の危険を生ずるや、運賃并に保険料は  
平時に比較して、著しく上進し、金を輸入する



の損失亦大なるに至れり。故に戦争に際して、倫敦の金貨に對する取付起らざるを豫想したるものありとすれば、此豫想は即ち事實に的中したりと云ふ可く、國際間の紛議の醸成せらるゝと共に、一の巴里爲替を除き、總ての爲替は倫敦に有利と爲れり。巴里爲替の斯く倫敦に不利と爲れるは、佛蘭西の銀行が倫敦に有する巨額の殘高を自國に回收するに勉めたる結果にして爲替相場は二十五法十七參より、二十四法五十參に低落し、運賃保険料の許す限り、金貨は佛蘭西に流出したり。此他爲替の關係如何に拘はらず、金貨の流出するものありと雖も、他の一方に於て、紐育并に印度より巨額の金貨流入し來り、全體に於て、金貨蓄積に關して、倫敦の鞏固なる地位に居ることは、實驗に依て、證明せられたり。即ち支拂猶豫法實施の期間英蘭銀行の金貨準備は其加奈陀并に南阿非利加に所有するものを加へて、五千二百五十萬磅を増加

し、此期間一の金貨の外國に流出するを見ざりき。支拂猶豫法は金貨の流出を停止したりとす可きも、然も此方法行はれざるも、爲替が英國に有利と爲れる以上は、爲替取引に於て金貨の流出を許さざるは論を俟たずと。

即ち倫敦金融市場の對外問題は從來世人の恐れたる所と其趣を異にし、金貨を取付けらるゝが爲めに困難を生ぜずして、寧ろ他國が英國に支拂ふ可きものを支拂ふ能はざることに依て生じたるの觀あり、蓋し外國より倫敦に宛て、振出さるゝ手形は銀行并に金融商會を振宛先とするの常なるが故に、開戦前一週間に、爲替機關破壊せられ、外國の債務者は倫敦宛にて振出したる手形に應ずる爲め、資金を輸送するの道なきこと明白と爲るや、銀行、引受業者の如きは勿論手形仲買業者も亦困難なる地位に陥れりウヰザース氏は其困難なる事情を區別して、左の如く論述したり。

多數の銀行は手形引受人として、大なる債務を負へり。此債務たる、銀行の預金に於て負ふ債務に比較すれば、小なる可しと雖も、既に銀行が困難に接しつゝある際、此困難を加重するの原因たるは之を争ふ可からず。從來合資銀行が公衆に對して、巨額の債務を負ひながら、更に手形引受に依て、其債務を加重するを以て、不可なりとする議論の主張せらるゝを見たり。蓋し手形引受を行ふことに依て、銀行は取引先の資金を事實外國に貸出するものにして、斯る危険は決して銀行の冒す可からざるものなることゝ、手形引受には特殊の知識を要し、引受商會こそ之に適すれども、内國關係の事項に注意を集中せしむ可き銀行は其任に非ざることゝは、此議論の根據としたる所なり。今回の事變に就て之を見れば斯る反對論は更に勢力の加はるを認めざるを得ず。

引受商會が外國取引先の送金不能に依て、困難なる地位に陥れるに就ては、殆ど説明を要せず。彼等の業務の大部分は期日前に於て、外國取引先は手形支拂に必要な資金を送付す可しとの希望の下に、將來支拂期日の到來す可き手形を引受け、且つ其支拂を約定すること存す。若しも引受商會にして取引先の選擇に注意し、又營業上の危険を廣く世界の商業國に分散せしむる以上は、業務は安全なるを得べしと雖も、尙ほ昨年七月末に於ける如く、文明國の爲替機關停廢し、送金不可能と爲れる場合には、到底之に伴う困難に堪ゆる可からず。

既に引受商會の地位危険と爲れる以上は、銀行が從來流動的資産として所有したる手形の必しも流動的資産を有せざるに至れるは怪むに足らず。而して手形仲買業者の如き營業上の資産を擧げて多額の手形を所有する者は

疊に銀行の資金取付に會して、苦しめる上に、更に手形の流動的性質を失ひたる爲に、不安の念を重ねるに至れるは自然の勢とす可し。

昨年八月十三日政府が英蘭銀行と相協力して引受業者救済の方策を案出し、英蘭銀行は八月四日以前引受の行はれたる總ての承認手形を割引す可く、而して其所有者に對して、償還請求權を行使せず、一方に政府は斯る手形の割引に依て英蘭銀行の蒙る損失を保證する方法を公表したるは、引受業者の窮狀を救ひ、又彼等をして今後進んで手形の引受に當らしむるの必要に出でたるものなり。英蘭銀行が如上手形の割引に依て損失せんか、其損失は保證者たる政府に移り、更に國民の負擔を加重するに至らざるを得ず。當時倫敦「エコノミスト」が此點に異論を挟み「英蘭銀行に對する保證は外國爲替の取引を進捗せしむる爲めに、機宜に適せるの處置とせざる可からず。然も如上の損失に對しては、

之を分配する學理的方法の制定せらるゝを得ざるやは一の問題なり。今日外國より送金を得ずして、債務に應ずる能はざる商會あるが如く、一方には英國の商會が外國に送金を爲さんとするも、之を爲す能はざる債務の存するものあり。然らば政府が英蘭銀行に與へたる保證制度の保護の下に、是等の取引を一括して、清算するの道なきか。斯の如くして終局の負擔は却て輕きを得べし」と論じたるは一箇の意見として、吾輩の推重する所なり (The Economist, Aug. 15, 1914, p. 306.) 然もウヰザース氏は此點に就て、寧ろ樂觀説を持し左の如く論じたり。

今日現存する手形の三億五千萬磅に上る事實より云ふときは、如上の方策に依て、政府の負ふ債務は紙上に於て重きが如しと雖も、爲めに納税者に大なる負擔を加重するものと云ふ能はず。第一英蘭銀行は手形の良否を區別し其不良なるものを承認せざる可く、第二銀

行并に引受商會は相當の資力を有す可く第三英蘭銀行は公定利率に對して、二分を加重したる利率を以て、割引を行ふが如きは、國家の負擔を輕うするの道たる可し。即ち公定利率五分なるときには、實際の割引歩合は七分と爲る可く、而して十一月二十七日ロイド、デヨージ氏が下院に於て演説したる所に據れば、此利率中の二分五厘は政府の蒙らんとする損失に對して、保險料たるものなればなり。

## 三

第四章の紹介は他日に譲り、進んで第五章「回想」と題とする一文に就て、其要領を擧げんにウヰザース氏は英國の金融組織に就て、種々の問題を提起したり。

第一、政府紙幣の問題に關して、恐慌の與へたる大なる教訓は總ての時期に於て、紙幣流通の正常なる状態の如何に拘はらず、事變に準備せらるゝ通貨ありて、銀行休業を延長し、將た

又支拂猶豫法を制定するの必要なに至らしむることと是れなり。若しも斯る供給にして七月の終に用意せられたりとせんか、銀行は一層平靜なる精神を以て恐慌に當るを得たるや論を俟たざるなり。

第二、英蘭銀行條例は同銀行利率が一割に上るに非ざれば、停止せられずと云ふが如き觀念は宜しく廢棄せられざる可からず。公衆が恐怖に襲はれつゝある際、銀行利率に斯る狼火に類する異動の行はるゝは、最悪事たらざるを得ず固より政府紙幣の發行が政府の新職務と爲れる以上は、銀行條例中止の問題の如き、今後再び出現することなきが如しと雖も、然も最近の恐慌に於て、政府紙幣の發行に拘はらず、銀行條例中止の必要に接したる事實より云ふときは、今後に於て事變通貨は英蘭銀行利率に感情的劇變加へられて、爲めに公衆の神經を刺戟することなくして供給せらるゝことの事實を明にする



を必要とす。

第三、株式取引所に對する銀行貸付金の可否は今後の一問題たるを失はず。開戦の前週に於て、銀行に加へたる最大の打撃の一は即ち取引所閉鎖せられて、銀行が取引所證券に放下し、又其證券に對して、取引先に融通したる資金の大部分の固定したる事實なり。是等の營業たる適當の制限内に行はるゝ以上は、正當たるを失はずと雖も銀行の取引所仲買人に對する貸出は今後最も大なる注意を要す可し。

第四、銀行の有する支拂準備金は從來屢々攻究せられて、未だ其解決の緒に就くを得ざりしと雖も、銀行が其所有する準備金に就て鞏固なりしものとすれば、恐慌に際して、多く安んずるを得たるは、疑を容れず。

之を要するにロムバード街は其恐慌に應じたる方法に就て、自ら慶するを得べし。若しも其金融組織が世界的戦争の爲めに、打撃を蒙るを

免かれざりしとすれば、新る戦争の爲めに、野蠻状態の復舊を促し、而して野蠻状態と銀行業と其本質に於て、相兩立せざることに基くものとせざる可からず。

以上吾輩はウヰザース氏の新著に就て、最も自由なる抜抄を試みたり。固より原著の要領を叙述するに足らずと雖も、本書が戦時に於ける倫敦金融市場の状態を知らんとする者に貴重な資料と爲り、豊富なる知識を與ふるの價值あることを明にするを得たりと信ず。時局の進行中に於て、斯る有益なる著作を公にするの素養ある者 英國廣しと雖も、ウヰザース氏を除いて、他に其人を求むるを得ざる可し。氏の前著「ミーニング、オヴ、マニ」に於て屢々引用せられたる文學的章句の本書に絶無にして、文章用語共に平易なるは、大に喜ぶ可し。但し本書を充分に理解せんとするには、先づ「ミーニング、オヴ、マニ」に依て、倫敦金融市場の一斑に通曉するの必要あるは勿論にして、兩者を通讀して、始めて同市場の平時と戦時とに於ける兩面の事情を明にするを得べきなり。

## 近世の國家に於ける官

### 僚の地位

村田 岩次郎

封建の制廢せられて君主專制の時代となるや君主は乃ち國家と同一視せられ、君主一身の禍福は即ち國家の禍福なりと解せられき。乍去、專制君主と雖も單身國家の萬事を親裁し得るものにあらず。是に於て乎、君主の手足として行動する官僚なる階級は自から發達するに至れり。然らば則ち立憲法治の時代となりては如何と云ふに、官僚は依然として陰に陽に勢力を振ひ、憲法を以て人民の權利自由を保障し、議會を設けて事を人民の代表者に諮るが如き、一見洵に自由民權論者の理想を其の儘に實現したる

の觀ありと雖も、事實は必ずしも然らず。法は如何様にも解釋せられ得可く、殊に憲法の規定の如き普通に簡潔なるものなれば、從つて疑義を生ずることも尠なからず、斯かる場合に官僚は法規の欠陥を巧みに利用して敢て不當なる解釋を下すこと甚だ珍しからず。然らば議院政治の行はるゝ國に在りては官僚は全然無勢力なりやと申すに是れ亦然らず。勿論政黨の勢力が直接官僚に及ばんか。政黨の浮沈隆替と共に彼等の地位も亦絶えず動かさる可く、隨て官僚の地位は全然從屬的となることなきにあらずと雖も其の結果は國家行政上に尠なからざる弊害を生ずることあるを免れず。されば如何なる國に於ても政黨の勢力に對して少なくとも或る程度まで官僚の地位を保障するに至るものなり。殊に科學、技術の發達と共に社會は多々益々専門家、熟練家、俗に云ふ黒人クロウの必要を感ずる次第なれば、國家に在りても事務官を重要視するの傾向